

< 報道発表資料 >

令和 7 年 6 月 2 6 日
京都市地域力推進室区民協働推進担当

左京区 令和 7 年度世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動

左京区役所は地域の安心安全のための活動を応援します！

左京区では、「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」の一環として、地域の皆様の安心安全活動の支援や、防犯啓発物品の支給、特殊詐欺対策となる電話機の支給などを 7 月から実施し、安心安全の推進に取り組みます。

1 特殊詐欺対策の防犯機能付き電話機支給事業（対象：個人）

（1）事業目的

全国的に特殊詐欺被害の多くは、自宅の固定電話の受電をきっかけとして発生しています。手口別では、オレオレ詐欺、金融商品詐欺などキャッシュカードを狙った詐欺の被害が増えていることから、特殊詐欺被害防止機能を有した防犯機能付き電話機を支給し、被害を未然に防ぐことを目的としています。

（2）事業内容

相手の声を確認してから電話に出る機能、着信時に相手方への警告メッセージ再生機能、通話内容録音機能、受話拒否機能の特殊詐欺被害防止機能を有した電話機※（FAX 機能はありません）を支給します。

※ 親機 1 台、子機 1 台のセットです。

（3）対象者

以下の要件を全て満たす方が支給の対象です。

- ・左京区内に住所を有し、現に居住していること。
- ・申請時に 65 歳以上であること。
- ・左京区役所で、電話機の受け取りができること。（配送は行いません）
- ・現在使用している電話機の電話線がモジュージャック※に対応していること。

※電話線の端子でプラスチック製のプラグに抜け落ち防止のツメが付いたもの

- ・自らの責で防犯機能付き電話機の設定作業・修理ができること。
- ・京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。
- ・過去に当該事業の支給決定を受けた方及び、その同一世帯の方は支給対象とはなりません。

(4) 申請手続

申請前に交付要綱等を御確認いただき、左京区役所で配架する申請書※1に必要事項を記入し、必要書類※2を添付のうえ、郵送又は持参してください。

※1 左京区役所ホームページからも申請書のダウンロードが可能です。

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/sakyo/page/0000342601.html>)

※2 防犯機能付き電話機の場合は、本人及び防犯機能付き電話機の設置する所在地が確認できる書類（運転免許証などの身分証明書）の写し

(5) 募集期間

令和7年7月1日（火）から令和8年2月27日（金）まで
（上限数量・上限額に達し次第終了）

(6) 支給決定

毎月月末を締切とし、書類選考を行います。

申請数が支給予定数を上回った場合は、抽選とします。

(7) その他

電話機の設置や設定は、御自身で行ってください。区役所で設置や設定は行いません。

2 安心安全活動支援・防犯啓発物品等支給事業（対象：団体）

(1) 事業目的

誰もが安心安全に、笑顔で楽しく暮らし、観光できるやさしさあふれるおもてなしのまちづくりを目的として、左京区内で自主的・主体的に啓発活動等を行う地域住民で構成される団体に対し、補助金の交付や啓発物品の支給等による支援を行います。

(2) 事業内容

ア 左京区地域の安心安全活動支援事業補助金の交付

地域の防犯、子どもや女性、高齢者、学生、観光客の安全対策に必要な啓発やパトロールに必要な物品等の費用の4分の3※を補助します。

※ 上限10万円。交付決定日以降の経費が補助対象となります。

イ 自転車盗対策啓発物品の支給

左京区では刑法犯の認知件数の約4割が「自転車盗」であり、大学周辺において多く発生しています。このことから自転車盗を防ぐため、ワイヤーロック、啓発用ポケットティッシュ、啓発用エコバックを支給します。



ワイヤーロック



啓発用ポケットティッシュ



啓発用エコバック

(3) 対象者

左京区内で活動する町内会などの地域住民で構成される団体

(4) 申請手続

申請前に交付要綱等を御確認いただき、左京区役所で配架する申請書※1に必要事項を記入し、必要書類※2を添付のうえ、郵送又は持参してください。

※1 左京区役所ホームページからも申請書のダウンロードが可能です。

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/sakyo/page/0000342601.html>)

※2 物品支給の場合は、活動計画書を添付してください。

補助金交付の場合は、団体の規約等活動の内容が分かるもの（規約・定款等も含む）及び補助金収支予算書、見積書を添付してください。

(5) 募集期間

令和7年7月1日（火）から令和8年2月27日（金）まで

（上限数量・上限額に達し次第終了）

3 安心安全に係る木製啓発物品支給事業（対象：団体）

(1) 事業目的

自転車盗対策や特殊詐欺対策・子どもの安全対策など、安心安全に係る木製啓発物品を支給します。地域のイベント等で御活用いただくことで、安全意識を高めていただくことを目的とします。

(2) 支給物品

ア “き”を付けるキーホルダー（自転車盗）

自転車を盗まれないためには、必ず鍵をかけましょうのキーホルダー



左京区産の木材を使用しています！

イ “き”が付くマグネット（特殊詐欺）

そのハガキ、電話もしかして…詐欺かも！と特殊詐欺に気を付けるマグネット



ウ “き”を引く定規（子どもの安全）

子ども達に知ってほしいキーワード「いかのおすし」の定規



エ “き”にかけるゴムホルダー（防火）

輪ゴムをかけると同時に、火災予防に気にかける
マグネットタイプのゴムホルダー



左京区産の木材を使用しています！

オ “き”にしすぎコースター（安心安全）

安心安全に係る様々なワード入りのコースター



カ “き”をおくスマホスタンド（特殊詐欺）

近年増えている特殊詐欺に対し、怪しい電話が
かかってきたとしても、一旦気を落ち着ける
スマホスタンド



(3) 対象者

左京区内で活動する町内会などの地域住民で構成される団体

(4) 申請手続

申請前に交付要綱等を御確認いただき、左京区役所で配架する申請書※に必要事項を記入し、活動計画書を添付のうえ、郵送又は持参してください。

※ 左京区役所ホームページからも申請書のダウンロードが可能です。

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/sakyo/page/0000342601.html>)

(5) 募集期間

令和7年7月1日（火）から令和8年2月27日（金）まで

（上限数量・上限額に達し次第終了）

<問合せ・申請先>

〒606-8511

京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2

左京区役所地域力推進室区民協働推進担当

電 話：075-702-1029

FAX：075-702-1303



京都市情報館（市公式 HP）はこちら